

第4日目（9月8日）

第3回福生市議会定例会会議録（第14号）

平成18年9月8日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聡君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設 部 長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理 委員会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君
-------------	--------	------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第3回福生市議会定例会議事日程（第4日目）

開議日時 9月8日（金）午前10時

- 日程第1 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）
- 日程第2 議案第51号 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第52号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第53号 平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第54号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第55号 平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第56号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第57号 平成17年度福生市一般会計決算認定について
- 日程第9 議案第58号 平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第59号 平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第60号 平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第61号 平成17年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第62号 平成17年度福生市受託水道事業会計決算認定について
- 日程第14 陳情第18－8号 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書
- 日程第15 請願第18－1号 出資法の上限金利引き下げに関する請願書

午前 10 時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成 18 年第 3 回福生市議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

- 1 陳情書の受理について（陳情第 18－8 号）（別添参照）
- 2 請願書の受理について（請願第 18－1 号）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果について、御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに請願 1 件、陳情 1 件が提出されております。

日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり、昨日残りました議案等につきましては昨日と同じ順序で編成させていただきました。

また、新たに提出されました請願、陳情につきましては、日程第 14 及び日程第 15 として編成をさせていただきました。

それから、新たに提出されました請願、陳情の取り扱いでございますが、請願、陳情 2 件につきましては別紙付託表のとおり建設環境委員会に付託することとなりました。付託先につきましては、総務文教委員会との意見もありましたが、内容が上限金利にかかわることございまして、生活環境部の所管となりますので、建設環境委員会に付託をすることになりました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第 1、報告第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） おはようございます。御指名をいただきましたので、報告第 6 号、専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

専決処分をいたします内容は、市道第 30 号線歩道設置事業に伴う土地所有権移転

登記手続請求に関する訴えの提起についてでございます。

市道第30号線歩道設置事業は、福生第一中学校西側から七屋踏切までの区間、延長約72メートルについて、現況幅員4メートルの道路を1.5メートル拡幅し、あわせて拡幅部分に歩道を設置しようとするものでございます。

この歩道整備事業を実施するに当たり用地買収を予定しております福生市大字熊川字北867番2の土地については、所有者が長期にわたり不明で用地買収の手続がとれないため、民法第162条の規定により取得時効をするための裁判手続を行ったものでございます。

なお、裁判所への訴えの提起については、議会の議決が必要になりますことから、本来であれば本定例会に上程し、議決をいただくべきところではございましたが、裁判の訴えの提起については1筆の土地をそれぞれ分割すること、また、裁判を行う原因が同じであることから土地の占有者Y氏と福生市と一緒に裁判所への提起を行うことが必要であることと、土地の占有者Y氏は1日も早く裁判手続を行いたいとの思いがあり、余り待たせることもできないことから資料などが整った平成18年7月7日付で訴えの提起につきまして専決処分をさせていただきました。また、裁判所への訴状の提出は平成18年7月10日付で提出したところでございます。

それでは、取得時効の内容につきまして説明をさせていただきます。恐れ入りますが、本会議資料の案内図をごらんいただきたいと思います。（別添資料参照）

三角形で囲んだ部分が福生市大字熊川字北867番2でございまして、この部分の所有者が不明で、取得時効を行う土地でございます。①が道路、②が学校敷地として福生市が占有し、使用しておりますが、この部分も従前の所有者のままで、現在まだ福生市の所有になっておりません。そこで、③の現在の占有者と一緒に取得時効を原因とする所有権移転登記手続の請求を行ったものでございます。

なお、裁判の判決が出て確定した場合、それぞれの占有者が所有権移転登記を行い、その後、福生市は③の所有者Y氏から歩道用地部分を買収し、歩道の整備等を実施する予定でございます。詳細につきましては、次のページの丈量図を御参照いただきたいと思います。

なお、7月10日の訴状提出後から本日までの経過でございますが、おかげさまで平成18年8月28日午前10時から、東京地方裁判所八王子支部民事301号法廷におきまして、第1回裁判が行われ、同日8月28日午後1時10分に訴えのとおり判決が出ました。そして、翌8月29日から2週間、9月11日までになりますが、相手の控訴期間となり、本日を迎えているところでございます。

以上で、報告第6号の平成18年7月7日付をもちまして専決処分をさせていただきました内容説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、御承認いただきますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第6号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、報告第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより報告第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第2、議案第51号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 星野恭一郎君登壇)

○福祉部長(星野恭一郎君) 御指名をいただきまして、議案第51号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして、説明申し上げます。

なお、例規集は1527ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、今回の健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、健康保険法及び老人保健法の一部が改正されたところでございます。これに伴いまして、ひとり親家庭等の医療費の助成の範囲等の規定を整備するため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

改正の内容でございますが、条例第6条第1項は、医療費助成の範囲を規定いたしておりますが、今回の法改正によりまして新たに療養病床に入院している方に対しまして厚生労働大臣が定める生活療養標準負担額を控除した入院時生活療養費が保険給付として支給されることになりました。

ただ、入院時生活療養費にかかる生活療養標準負担額につきましては、従来の食事療養標準負担額と同様に自己負担分となりますことから、ひとり親家庭等の医療費助成の範囲から除く旨の改正を行うものでございます。

また、老人保健法に新たに生活療養費に関する規定が追加されましたことにより、老人保健法の引用条項「第17条の6」から「第17条の7」に改めまして、第6条第2項につきましても第1項と同様の旨の改正を行うものでございます。

第7条の2第2項は、一部負担金等相当額等の支払い方法を規定しておりますが、第6条の改正に伴い新たに生活療養標準負担額を加え、自己負担分として支払う旨の改正を行うものでございます。

最後に附則でございますが、第1項は施行期日でございますが、この条例は平成18年10月1日から施行いたそうとするものでございます。

第2項は、経過措置でございまして、改正後の条例の規定は施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例によるといたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、議案第52号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第52号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに改正の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、急速な少子高齢化が伸展する中で国民皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築すべく医療制度改革大綱が発表され、この大綱に基づき保険者の再編・統合となる新たな後期高齢者医療制度の創設、また、生活習慣病等の疾病予防を重視した保健医療体系への転換等構造改革が伸展する中、今国会において医療制度改革関連法案の公布により、国民健康保険法の一部改正がなされ、公布されたところでございます。その一つとして、保険給付の内容、範囲の見直し等で患者負担の見直し、出産一時金、葬祭費の改正がございました。これらを受けまして、福生市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため本条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。福生市例規集は1797ページでございます。

まず、保険給付のうち第5条の保険医療機関等へ支払う一部負担金につきまして、第5条第1号中「次号から第4号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以後であって、70歳に達する日の属する月以前である」に改めようとするもので、これは3歳以上70歳未満までは100分の30で自己負担を、3割とすることを明確に規定する改正でございます。

次に、同条第3号中「以降」を「以後」に改め、条文整備をいたそうとするものでございます。次に、第4号中「以降」を「以後」に条文整備するものと、負担割合を「100分の20」を「100分の30」に改めようとするもので、世代間の負担の公平化等の観点から国民健康保険法においては高齢受給者のうち現役世代と同程度の負担能力を有する者を現役並み所得者と位置づけ、平成18年10月以降70歳以上

の者の一部負担金を3割としようとするものでございます。

次に、第6条出産育児一時金でございまして、第1項中「30万円」を「35万円」に改めようとするもので、被保険者の出産にかかわる費用負担の緩和を図ることと、少子化に歯どめをかけようとするもので、世帯主に対し支給するもので、支給額を改定させていただくものでございます。

次に、第7条葬祭費でございますが、被保険者が死亡したときはその者の葬祭を行う者に対して葬祭費を支給するもので、その支給額について「3万円」を「5万円」に改定させていただくものでございます。

次に、附則で第1項の施行期日で、この条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置は、改正後の福生市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われる医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例によるものでございます。

次に、第3項でございまして、改正後の条例第6条及び第7条の規定は、施行日以後の被保険者の出産及び死亡についてそれぞれ適用し、施行日前に係わるものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○16番（青海俊伯君） 1点お伺いをいたします。出産育児一時金が、この条例改正で30万円から35万円になるわけですが、現在の福生市においては通常の支払い方法以外に約80%でしょうか、融資のような形で事前に出して、その後、残りの分を届けと同時に出すような制度もございます。いわゆる自動委任払制度と言いますか、お母さん方が育児にかかわる、出産にかかわる費用、35万円なら35万円用意をしないで、そのまま市の方から出産育児一時金が出た段階で病院側に支払われると。委任払い制度の導入等については、この30万円から35万円に変わったのを契機に導入しようというようなことはお考えになったのでしょうか。あるいは、今後どのような形で進められるかぜひともお伺いしたいと思います。

と言いますのは、この出産育児一時金は母子手帳4カ月以上、胎児が4カ月以上になった場合には出産1カ月前から支給対象になるということになっておりますので、極力市民の方の自己負担を少なく、準備をする額が少なくできる方法で検討をお願いしたいと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○市民部長（石川弘君） 支給方法の見直しについてでございますが、出産育児一時金を市から直接医療機関に支払う医療委任払いの方法でございますが、既に何市か、少数でございまして実施しております。ここには幾つかの問題点があるようでございます。例えば滞納者の申請が多いこと、このことからいわゆる滞納に伴う収納交渉の

問題等、あるいは医療機関等との調整、また現在、先ほど申し上げました、議員さんからお話がありました貸付制度がございます。前払いを行っておりますことから、これらの制度のいわゆる整合性、あるいは必要性等の検討、あるいは内部的な調整等、あるいは要綱の見直し等が必要かと思われますので、他市におきましてもここで検討に入るようでございますので、情報交換等行ってまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、市民の皆さんに簡単に早く支給ができることが望ましいと思うわけでございます。福生市としてもいろいろと今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○16番（青海俊伯君） ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第4、議案第53号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第53号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入の主な内容といたしましては、額の確定に伴う地方特例交付金及び普通交付税の減額、それに都補助金で町会・自治会のあいさつ運動事業の実施に対する地域青少年健全育成支援事業補助金の追加及び商店街事業への新・元気を出せ商店街事業補助金の追加、それから平成17年度決算に伴う前年度繰越金の追加、それと雑入で宝くじ収益金による町会・自治会に貸与するボランティア活動用ユニホーム購入費へのコミュニティー助成事業助成金の追加及び輝き市民サポートセンター運営費が助成対象となったことに伴う共生のまちづくり助成事業助成金の追加などが主たるものとなっております。

一方、歳出の主な内容でございますが、歳入の内容と関連をいたしておりますボランティア活動用ユニホーム購入費と町会・自治会へのあいさつ運動事業補助金の追加、また、新・元気を出せ商店街事業補助金の追加、それと予防接種法施行令の改正に伴う麻疹風しん混合接種委託料及びワクチン代の追加、それと下水道事業会計繰出金の減額や財政調整基金積立金の追加などが主たるものでございます。

それでは、補正予算書に基づきその内容につきまして説明をさせていただきます。恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございますが、第1条で、既決予算に歳入歳出それぞれ1億9677万4000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ220億94万8000円と定めようとするものでございます。

また、第2項におきましては歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、後ほど「第2表 債務負担行為」のところで説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、第9款の地方特例交付金3391万4000円の減額は、このたび平成17年度の額が確定したことに伴う減税補てん特例交付金の減額、それと児童手当特例交付金では追加となっております、その相殺によるものでございます。減税補てん特例交付金は恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源としての制度でございますが、市税減収見込額の減等に伴う減額、また、児童手当特例交付金は児童手当支給年齢の引き上げと、所得制限の緩和に伴い、今年度創設されました交付金で、対象児童数割算定額の確定に伴う追加でございます。

次に、第10款地方交付税は、6363万5000円の減額でございます。これは平成18年度の普通交付税の額が確定したことに伴うものでございまして、国勢調査人口の減などが主な要因でございます。なお、平成18年度の普通交付税の交付決定額は17億6136万5000円で、前年度比では1億9195万3000円、9.8%の減額でございます。

次の第14款国庫支出金は328万8000円の追加でございます。このうち第1項の国庫負担金246万4000円は、基本健康診査受診者の増に伴う保健事業費負担金の追加でございます。また、第3項の委託金は、国民年金システム改良委託料の追加に伴う国民年金事務費委託金82万4000円の追加でございます、このシステム改良につきましては所得情報の抽出を加えるもので、事業費の100%相当額の委託金でございます。

続きまして、第15款都支出金は1129万4000円の追加でございます。第1項の都負担金246万4000円は国庫負担金と同様に、基本健康診査受診者の増加に伴う保健事業費負担金の追加でございます。第2項の都補助金は883万円の追加でございます、町会、自治会のあいさつ運動事業の実施に対する地域青少年健全育成支援事業補助金の追加、それと、既に当初予算に計上いたしております健康祭り事業、高齢者歯科健康診査費、「健康ふっさ21」事業及び地域猫の去勢不妊手術費助成関係費が補助対象となったことに伴う、地域保健サービス推進事業補助金の追加、また商店街のイベント9事業に対する、新・元気を出せ商店街事業補助金の追加でございます。

次に、第18款繰入金は、平成17年度の介護給付費等の確定に伴う介護保険特別会計繰入金1516万8000円の追加でございます。

次の第19款繰越金は、やなぎ通りの都市計画道路整備事業にかかる事故繰越額を除いた、前年度繰越金2億5407万3000円の追加でございます。

続きまして、第20款諸収入は1050万円の追加で、宝くじ収益金による財団法人自治総合センターからの助成金でございまして、町会、自治会に貸与するボランティア活動用ユニホーム購入費に対するコミュニティ助成事業助成金と、輝き市民サポートセンター運営費の一部が助成対象となったことに伴う共生のまちづくり助成事業助成金の追加でございます。

以上が、歳入の補正内容でございまして、補正額の合計額といたしましては1億9677万4000円となっております。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明を申し上げます。

まず、第2款総務費の第1項総務管理費は230万5000円の追加でございます。これは市道30号線歩道設置事業の所有者不明用地取得に伴う土地所有権移転登記手続請求裁判にかかる弁護士謝礼の追加、また、歳入に関連いたしますが町会、自治会に貸与するボランティア活動用ユニホーム購入費の追加、それに町会、自治会のあいさつ運動の実施に対するあいさつ運動事業補助金の追加等でございます。

続きまして、第3款民生費の第1項社会福祉費は3239万6000円の追加でございます。法改正に伴う高齢者の医療費にかかる患者負担割合の見直し及び高額療養費対象額の見直しに伴う国民健康保険電算委託料の追加、それに国民健康保険特別会計への特別会計繰出金の追加、この繰出金につきましては出産育児一時金と葬祭費の改定、それと法改正に伴う保険財政共同安定事業の交付金と拠出金の差額分を計上いたしております。

それから、これも歳入に関連をいたしておりますが、所属情報の抽出を現行システムに加えるための国民年金システム改良委託料の追加でございます。なお、今回の補正予算の中では、障害者自立支援法に基づく事業の支出項目につきまして補正額はプラス、マイナス、ゼロではございますが、所用の組み替えを行っております。4月施行の事業につきましては既に新制度での名称による支出項目を新たに設け、従来の支出項目予算からの流用により予算執行いたしておりますが、10月施行事業の支出項目及び4月施行事業の10月からの予算執行分につきましては旧制度の支出項目を減額し、また新制度の支出項目予算を追加する形で調整をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第4款の衛生費は877万3000円の追加でございます。第1項保健衛生費は1721万5000円の追加でございますが、これも歳入と関連をいたしておりますが、基本健康診査受診者の増に伴う健康診査委託料の追加、また予防接種法施行令の改正に伴う麻しん風しん混合接種のワクチン代と接種委託料の追加、それと第2項清掃費の844万2000円の減額につきましては、容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託料のキロ当たりの契約単価の減等に伴うものでございます。

次に、第6款農林水産業費の第1項農業費は、多摩川堤防沿い桜樹木診断委託料157万5000円の追加でございまして、これは倒木の危険性について診断し、対応策を図るものでございます。

次に、第7款商工費の743万4000円の追加につきましては、これも歳入と関連をしております新・元気を出せ商店街事業補助金の追加でございまして、イベント

9 事業に対する補助金でございます。

続きまして、第 8 款の土木費は下水道事業会計への繰出金 5 0 0 0 万円の減額でございます。

次に、第 1 1 款公債費 7 1 万 6 0 0 0 円の減額は、平成 1 7 年度債の借入利率の確定に伴う市債利子償還費の減額でございます。

次の第 1 2 款諸支出金は、繰越金の追加等に伴う財政調整基金積立金 1 億 9 0 0 0 万円の追加でございますが、国民健康保険特別会計繰出金等の今後の財政需要を留保する形をとらせていただいております。

第 1 3 款予備費の追加は、財源調整でございます。

以上が、一般会計の補正内容でございます。補正額の合計 1 億 9 6 7 7 万 4 0 0 0 円の追加によりまして、総額を 2 2 0 億 9 4 万 8 0 0 0 円といたそうとするものでございます。

続きまして、4 ページの債務負担行為について説明を申し上げます。容器包装プラスチックの処理につきましては、容器包装リサイクル協会への引き渡し場所を、市のリサイクルセンターとして法律に基づき国へ報告し、実施をいたしております。しかし、センター内が手狭となっており、また、各家庭から収集された容器包装プラスチック類を業者が引き取りに来て、業者の工場で選別・圧縮・梱包した後に、再度リサイクルセンターに業者が運び込み、リサイクルセンターで容器包装リサイクル協会へ引き渡す、こういった現在の処理方法よりも選別・圧縮・梱包をした業者の工場から直接容器包装リサイクル協会へ引き渡す方式に変更することが合理的と考えられますことから、平成 1 9 年度より協会への引き渡し場所を現在のリサイクルセンターから選別・圧縮・梱包業者の工場所在地へと変更をいたしたいと考えております。容器包装リサイクル協会への引き渡し場所につきましては、国への報告義務があり、かつ報告期限が 1 0 月末でございますことから、それまでに業者を決定し、契約締結をいたしたく債務負担行為のお願いをするものでございます。

なお、限度額につきましては処理料を 1 8 年度の 1 割増、単価はキロ当たり 3 3 円で見込み、消費税を含めて 1 9 8 2 万円といたしております。

以上、議案第 5 3 号、平成 1 8 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 5 3 号は、総務文教、建設環境、市民厚生 of 3 常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第 5、議案第 5 4 号、平成 1 8 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、議案第54号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入では平成17年度国庫支出金、国庫負担金は療養給付費等負担金の確定に伴う精算による追加、療養給付費等交付金につきましても確定による精算でございます。また、10月より新たに導入される保険財政共同安定化事業に伴う交付金の追加、繰入金の増額並びに繰越金の減額が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費で出産育児一時金及び葬祭費の追加、老人保健医療費拠出金及び事務費の額の確定に伴う精算による追加、介護納付費納付金の確定に伴う精算による減額、また、歳入と関連いたします10月より導入される保険財政共同安定化事業拠出金の追加、17年度出産育児一時金の精算による追加、前年度繰上充用に伴う専決処分後の保険税の収入増による減額でございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の41ページをお開きいただきます。まず、補正予算(第2号)の総則でございますが、第1条、既定の予算額の総額に歳入歳出それぞれ2億3512万7000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を53億2770万1000円と定めようとするものでございます。

続きまして、補正予算書の42ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では第2款国庫支出金第1項国庫負担金については15万8000円の増額をお願いするもので、平成17年度療養給付費等交付金の確定に伴う精算による追加交付でございます。

次に、第3款、第1項療養給付費等交付金2931万7000円の追加は、平成17年度療養給付費等交付金の確定に伴う精算による国保連合会からの追加交付でございます。

次に、第5款第1項の共同事業交付金2億1871万6000円の追加でございますが、この事業は今後、保険者の再編統合を見据え国保事業の広域化、あるいは保険財政の安定化、保険料の平準化等を図っていくため、このたび都内の全市町村の拠出により医療費を賄う共同事業でございまして、従来からの共同事業である高額療養費の対象額を70万円から80万円に引き上げたことと、新たに8万円から80万円までの医療費にかかわる資金を全市町村からの拠出金によりプールし、連合会は各市町村の医療費の額により100分の59を交付し、保険財政安定化に資するものでございまして、本保険財政安定化事業を平成18年10月から実施するもので、国保連合会から示された額による交付金の追加でございます。

次に、第6款繰入金、第1項の他会計繰入金2693万6000円の追加は歳出と関連いたしまして、共同事業交付金の差額分2393万6000円及び出産育児一時金の引き上げに伴い支給額の3分の2の300万円について、一般会計からの繰入金

を追加しようとするものでございます。

次に、第7款第1項繰越金4000万円の減額は、平成17年度会計が赤字となり、平成18年度会計から繰上充用を行ったため、繰越金はございませんので、減額をいたそうとするものでございます。

以上、歳入合計といたしまして2億3512万7000円を増額し、歳入総額を53億2770万1000円といたそうとするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。恐れ入りますが、予算書の43ページを御参照願います。初めに、第2款保険給付費、第4項出産育児諸費450万円の追加は、先ほど議案第52号で提案させていただきました出産育児一時金30万円を35万円の引き上げに伴う差額分の追加でございます。

次の第5項葬祭費280万円の追加も、3万円を5万円に引き上げたことによるものでございます。なお、10月以降3月までの支給見込み件数は出産育児一時金で90件、葬祭費で140件でございます。

次に、第3款第1項老人保健拠出金75万4000円の追加は、平成17年度老人保健拠出金額の確定に伴う精算による追加となっております。

次に、第4款第1項介護納付費納付金103万1000円の減額は、平成17年度介護納付金額の確定による精算による減額でございます。

次に、第5款第1項共同事業拠出金2億3985万3000円の追加は、先ほど歳入で御説明いたしました10月1日施行の保険財政共同安定化事業交付金との関連で、歳出においては国保連合会が試算した額で、拠出金及び事務費拠出金として追加するもので、各市町村の医療費の額に各市の被保険者数等一定の計算式により拠出していくもので、新たに10月から導入される事業の支出でございます。

次に、第8款諸支出金、第2項他会計繰出金299万9000円の追加は、平成17年度分出産育児一時金の額の確定したことに伴う精算でございます。

次に、第9款第1項予備費931万8000円の減額は、今回補正分の財源調整額でございます。

次に、第10款第1項前年度繰上充用金543万円の減額は、17年度決算において歳入に不足が生じたことから5月25日付、18年度会計補正予算（第1号）として専決処分させていただき、18年度会計から2億977万円の繰上充用を行い、去る6月定例会で専決処分の承認をいただいたところでございます。したがいまして、平成17年度決算が確定したことに伴いまして、出納整理期間中の5月25日から5月31日までの間に国保税の歳入が543万円ございましたことから、専決処分の額から減額をさせていただくものでございます。

以上、歳出合計といたしまして2億3512万7000円を追加いたしまして、総額を53億2770万1000円といたそうとするものでございます。

以上、議案第54号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容の説明とさせていただきますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第6、議案第55号、平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 星野恭一郎君登壇)

○福祉部長(星野恭一郎君) 御指名をいただきまして、議案第55号、平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成17年度分の介護給付費等の確定に伴いまして介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金及び一般会計からの繰入金などの精算、いわゆる既に受け入れをいたしておりますこれらの収入済額と介護給付費等の確定による実績額との過不足額の精算を行うための予算措置をさせていただくものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の71ページをお願いいたします。最初に総則でございしますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4695万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3129万1000円と定めようとするものでございます。

次に、予算書の72ページをお願い申し上げます。第1表歳入歳出予算補正でございします。まず、歳入につきましては第7款繰越金で4695万6000円の追加でございしますが、これは平成17年度歳入歳出決算の差し引きによる前年度繰越金でございします。これにより、補正後の歳入総額は26億3129万1000円となるものでございします。

恐れ入りますが、次は予算書の73ページをお願い申し上げます。歳出でございします。第5款基金積立金で1191万6000円の追加でございしますが、これは平成17年度分の介護保険料の収入済額を介護給付費等の財源に充当し、なお、残額を生じますことから今後の介護給付費等の財源不足に備えるための、介護給付費準備基金への積立金でございします。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付金で、1987万2000円の追加でございしますが、これは国庫支出金精算返還金595万4000円、都支出金精算返還金571万円及び支払い基金精算返還金820万8000円の合計額でございまして、いずれも平成17年度分の精算による国、東京都及び支払い基金への返還金でございします。

次の第2項他会計繰出金につきましては、1516万8000円の追加でございしますが、これは一般会計への繰出金でございまして、平成17年度分の一般会計からの繰入金の精算に伴う返還分でございします。

これらによりまして、歳出の補正額は4695万6000円でございます、歳出総額は26億3129万1000円となるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第7、議案第56号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第56号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入におきましては繰入金の減額、平成17年度の決算に基づきます繰越金の増額と、市債では高金利対策による借換債の追加、また歳出におきましては公債費で借換債に伴います元金償還費の増額等をお願いしようとするものでございます。また、あわせまして地方債の追加をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして、説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の91ページをお開きいただきたいと思います。まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9585万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2511万8000円と定めようとするものでございます。内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正で、後ほど説明させていただきます。

第2条の地方債の追加でございますが、後ほど第2表地方債補正のところで、説明させていただきます。

恐れ入りますが、92ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、第5款繰入金、第1項他会計繰入金は5000万円の減額で、前年度の繰越金が歳入予算額より増加したことによりますことから、一般会計からの繰入金を6億2000万円にいたそうとするものでございます。

次に、第6款繰越金、第1項繰越金は5375万6000円の増額で、前年度の決算に伴います繰越金でございます。

次に、第8款市債、第1項市債2億9210万円の増額で、平成18年度地方債計画において臨時特例措置による高金利対策分で、利率が年7.3%以上の下水道事業を有する未償還金企業債を対象とした高金利対策分の公営企業借換債が発行できることになったことによるものでございます。

以上、歳入の補正は2億9585万6000円の増額で、歳入総額22億2511万8000円といたそうとするものでございます。

次に、93ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、第3款公債費、第1項公債費は2億9171万1000円の増額でございます。内容につきましては、先ほど歳入の市債のところで説明いたしました公営企業借換債に伴う元金で、公共下水道事業債と流域下水道事業債の元金償還費の増額と、17年度債の借り入れ利率の確定等に伴います利子で、公共下水道事業債と流域下水道事業債の利子償還費を減額いたそうとするものでございます。なお、公営企業借換債に伴います利子等の精算につきましては借り換え時期、借り入れ利率など現段階では未確定でございますので、確定いたしましたら補正予算をお願いいたそうとするものでございます。

次に、第4款の予備費は414万5000円の増額で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は2億9585万6000円の増額で、歳出総額22億2511万8000円といたそうとするものでございます。

恐れ入りますが、94ページをお開きいただきたいと思います。第2表の地方債の補正でございますが、公営企業借換債として限度額を2億9210万円と定め、追加しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、議案第56号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

~~~~~

午前11時9分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（収入役 並木茂君登壇）

○収入役（並木茂君） 御指名をいただきまして、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定につきまして、その概要を御説明申し上げます、提案理由とさせていただきます。

本決算につきましては、厳しさを増してくる財政状況の中にありますが、市民要望

に適切に対応しながら基本構想が目指す「やすらぎ いきいき 輝く街福生」づくりに向け、第3期総合計画を着実に推進いたしたところでございます。

推進に当たりましては、少子高齢化の進行に伴う後年度への負担を回さないよう起債の活用や積立基金の取り崩しは最小限にとどめ、特に臨時財政対策債の借り入れや財政調整基金の取り崩しは極力行わないことを目的とし、新たな予算編成方式により歳入見積額に見合った予算規模を目指して、枠配分方式を段階的に導入するなどにより、健全な財政運営に取り組んでまいりましたところでございます。

おかげをもちまして、事務報告書の主要な施策の概要にお示しのように新規施策等々の事業を実施する中で、一般財源の不足を補うためにやむを得ず臨時財政対策債の借り入れをするなどの厳しい内容ではございますが、一定の成果のもとに決算することができましたことは議員各位並びに市民の皆さんの御理解、御協力の賜物でございまして、改めて心よりお礼を申し上げる次第でございまして。

それでは、お手元の平成17年度福生市歳入歳出決算書に基づきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。平成17年度福生市会計別決算総括表をごらんいただきたいと存じます。

一番上の一般会計でございまして。予算現額は御議決をいただきました当初予算額に第1号から第7号まで7回の補正予算を行い、歳入歳出とも208億9760万4000円でございまして。歳入決算額は209億4956万1923円でございまして、予算現額に対する収入率は100.2%となっております。

また、歳出決算額は205億6541万2093円でございまして、執行率は98.4%、歳入歳出差引残額は事故繰り越しによる翌年度繰越額を含めまして3億8414万9830円でございまして。

恐れ入りますが、次に7ページ、8ページをお開きいただきたいと存じます。第1表歳入歳出決算書の歳入から御説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては、恐れ入りますが、四捨五入の数値で御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第1款市税は予算現額77億8993万1000円に対し、調定額は84億3792万8000円で、収入済額は78億1602万2000円、収入率は92.6%でございまして。前年度と比較いたしますと調定額に対する収入率は0.3%の増、収入済額を比較いたしますと1億4168万8000円、1.8%の増となっておりますところでございまして。個人住民税、固定資産税の家屋分等々が増額の主たる要因でございまして。なお、市税の収入済額は一般会計歳入総額の37.3%を占めておりまして、前年度と比較した場合4.2%の増となっております。

次に、第2款地方譲与税でございまして、収入済額は3億4971万9000円で、前年度と比較いたしますと1億1172万3000円、46.9%の大幅な増額でございまして。主たる増額の要因といたしましては、国の三位一体改革の税源移譲として譲与される第1項の所得譲与税が、1億1320万円の増額によるものでございまして。

次に、第3款利子割交付金は6251万7000円、前年度比614万5000円、8.9%の減となっております。主に低金利等による課税対象額が減額となりました

ことによるものでございます。

次に、第4款配当割交付金、次の第5款株式等譲渡所得割交付金は、ともに個人住民税課税の見直しにより平成16年度から創設されたものでございまして、それぞれ企業業績の上向き、あるいは株式売買出来高の増加等によるもので、2948万円と4295万1000円の収入済額でございます。

次に、第6款地方消費税交付金でございますが、収入済額は6億2475万4000円で、前年度比5003万5000円、7.4%の減となっております。地方消費税の納付期限等による減額が主たる要因となっているところでございます。

次に、第7款自動車取得税交付金は、収入済額1億4973万8000円、前年度比934万3000円、6.7%の増となっております。増額の要因といたしましては軽自動車等の販売台数の増によるものでございます。

第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、収入済額は13億7479万6000円、前年度比621万9000円、0.5%の増で、国予算の増額等によるものでございます。基地交付金の内訳といたしましては助成交付金が11億5863万6000円、前年度比621万9000円の増、調整交付金は2億1616万円で、前年度と同額でございます。なお、この基地交付金は歳入総額の6.6%を占めておるところでございます。

次に、第9款地方特例交付金の収入済額は2億9760万円で、恒久的な減税に伴う住民税の減収額の一部を補てんするための特例交付金でございます。前年度比1095万5000円、3.6%の減となっております。

次に、9ページ、10ページにわたりますが、第10款地方交付税の収入済額は23億7040万円、前年度比0.5%の減でございます。内訳といたしましては、普通交付税が19億5331万8000円で、国の予算総額の伸びなどにより前年度比2602万1000円、1.4%の増となっております。一方、特別交付税につきましては4億1708万2000円で、国の特別交付税総枠予算の減などによりまして3800万1000円、8.4%の減となったところでございます。なお、普通地方交付税と特別交付税を合わせました地方交付税総額は、歳入総額の11.3%を占めております。

次に、9ページ、10ページをお開きをいただきたいと存じます。

第11款交通安全対策特別交付金の収入済額は1576万1000円、前年度比12万7000円、0.8%の増となっております。

次に、第12款分担金及び負担金の収入済額は2億3532万1000円で、前年度比1232万4000円、5.5%の増となっております。主な増額は第1項負担金で、保育所入所児童保護者負担金の増によるものでございます。

次に、第13款使用料及び手数料の収入済額は4億8938万2000円、前年度比998万2000円、2.1%の増でございます。第1項の使用料は市営住宅使用料等の減により2億1995万2000円で、前年度比739万2000円、3.3%の減であります。第2項手数料は、2億6942万9000円、前年度比1737万5000円、6.9%の増で、塵芥処理手数料の増が主たるものでございます。

次に、第14款国庫支出金は、収入済額32億2814万3000円、前年度比1億6160万1000円、4.8%の減でございます。第1項国庫負担金は前年度比4846万3000円の減額で、主な要因といたしましては国民健康保険保険基盤安定負担金の一部が三位一体の改革に伴い都負担金へ移行したことによるものでございます。第2項国庫補助金は対前年度1億1161万8000円のやはり減額となっておりまして、減額の主な要因といたしましては新庁舎建設事業補助金、あるいは市民会館等リニューアル事業等補助金が新たに加わり、増額はいたしておるものの（仮称）原ヶ谷戸緑地新設事業のうち用地買収事業の完了に伴う減により、相殺しての減額でございます。なお、この国庫支出金の収入済額は歳入総額の15.4%を占めております。

次に、第15款都支出金は収入済額21億2426万4000円、前年度比5964万4000円、2.9%の増でございます。第1項都負担金は前年度比3400万9000円の増額でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金の一部が三位一体の改革に伴い国庫負担金から都負担金に移行したことによる増額が主たるものでございます。第2項都補助金は、前年度比1429万円の減額でございます。主なものは市町村調整交付金及び振興交付金は増額をいたしておるものの、前年度に実施いたしました福生駅構内エレベーター等整備事業が完了したことなどにより減額でございます。第3項都委託金は、前年度比3992万5000円の増額でございます。都議会議員選挙、衆議院議員選挙の委託金及び国勢調査費委託金等の増によるものでございます。都支出金の収入済額は歳入総額の10.1%を占めておるところでございます。

次に、第16款財産収入の収入済額は3033万円、前年度比2176万2000円、254%の大幅な増でございます。国道16号拡幅に伴う代替地として市有地の売却によりましたことが主たる要因でございます。

第17款寄附金につきましては、収入済額314万円、前年度比158万4000円の増額でございます。これは救急器具購入費等の寄附によるものでございます。

次に、第18款繰入金は、収入済額2億8758万8000円で、前年度比6億7820万9000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、基金の取り崩しは最小限にとどめ、これに頼らない健全な財政運営を図っていくことを目標に、最小限の取り崩しに努めたところでございます。第2項繰入金は2億7340万4000円で、内訳につきましては都市施設整備基金を6000万円取り崩し、福生病院組合負担金のうち建設費相当の負担金に充当し、学校施設等整備基金を1億2000万円取り崩し、第七小学校便所改良事業及び第三中学校ランチルーム等整備事業に充当し、庁舎建設基金は6617万円ほどを取り崩し、実施設計費等に充当いたしたところでございます。なお、財政調整基金につきましては前年度は2億2000万円取り崩しをいたしましたが、この決算では取り崩し額をゼロといたしたところでございます。

次に、第19款繰越金につきましては前年度からの繰越金でございます。

次に、11ページ、12ページにわたりますが、第20款諸収入は収入済額1億5

740万7000円、前年度比5720万9000円、26.7%の減でございます。減の要因といたしましては第5項雑入のうち、過年度収入の生活保護費、国庫負担金等の減が主たるものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開きいただきたいと存じます。第21款市債の収入済額は7億9050万円、前年度比18億3220万円、69.9%の大幅な減でございます。減額の要因といたしましては、前年度において住民税等減税補てん債13億8190万円の借り換えによる減額が主たるものでございます。本年度の主な市債といたしましては拝島駅自由通路整備事業債3900万円、都市計画道路整備事業債2600万円、耐震性貯水槽新設事業債1580万円、住民税等減税補てん債1億1340万円、なお、臨時財政対策債につきましては借入額を極力抑え、前年度比1億8000万円減額の5億円を借り入れたところでございます。以上が、歳入決算額の概要でございます。

恐れ入りますが、次の13ページ、14ページをお開きいただきたいと存じます。歳出につきまして御説明申し上げます。

第1款議会費でございますが、支出済額は2億8535万4000円、前年度と比較いたしますと260万7000円、0.9%の減でございます。隔年実施による費用弁償の減が主たるものでございます。

次に、第2款総務費でございますが、支出済額は23億1716万4000円、執行率は98.0%で、支出済額は歳出総額の11.3%を占めております。前年度と比較いたしますと9764万5000円、4.0%の減となっております。減額の要因といたしましては第1項総務管理費におきまして新庁舎建設事業、あるいは輝き市民サポートセンター開設に伴う運営費の増額はあるものの、前年度実施の市営駐車場立体化整備事業費がなくなりましたことにより相殺をいたしまして、減額となっているところでございます。一方、第4項選挙費におきましては、歳入の項でも御説明のように、都議会議員選挙費及び衆議院議員選挙が行われたことにより、前年度比777万1000円の増額となっているところでございます。また、第5項統計調査費におきましても、国勢調査費の増額があったところでございます。

次に、第3款民生費は支出済額78億9089万5000円で、歳出総額の38.4%を占めております。前年度と比較いたしますと1億4787万3000円、1.9%の増となっております。増額の要因といたしましては、第1項社会福祉費におきまして国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健医療特別会計へのそれぞれ繰出金の増が主たる要因でございます。第2項児童福祉費におきましては、児童育成手当等支給事業費、子ども家庭支援センター開設に伴う事業費の増額、第3項生活保護費におきましては医療扶助費が増額となっているところでございます。

次に、第4款衛生費は、支出済額25億4392万4000円で、歳出総額の12.4%を占めておりまして、前年度比1億1363万9000円、4.7%の増でございます。増額の主な要因といたしましては、福生病院組合負担金のうち建設費負担金1億426万3000円のほか、(仮称)「健康ふっさ21」の健康計画策定事業費、地域新エネルギー詳細ビジョン策定事業費等でございます。

次に、第5款労働費は前年度とほぼ同様でございます。

第6款農林水産業費は、支出済額5767万3000円、前年度比158万3000円、2.7%の減でございます。主な事業といたしましては、前年度と同様草花苗生産委託及び緑化の推進事業費等でございます。

次に、第7款商工費でございます。支出済額は9352万9000円、前年度比879万円、8.6%の減となっております。減額の要因といたしましては新・元気を出せ商店街事業補助金の減額が主たるものでございます。

次に、第8款土木費は、支出済額21億1878万5000円、歳出総額の10.3%を占めておりまして、前年度比11億7974万2000円、35.8%の大幅な減額となっております。減額の主な要因といたしましては、第3項都市計画費において中福生公園拡張事業費等による増額はあるものの、前年度実施の（仮称）原ヶ谷戸緑地新設事業のうち用地買収事業の完了、あるいは福生駅構内エレベーター等整備事業の完了及び下水道事業会計への繰出金の減額が主たるものでございます。

次に、15、16ページをお開きいただきたいと存じます。第9款消防費でございますが、支出済額は9億1572万5000円、前年度比1288万4000円、1.4%の減となっております。これは常備消防費の消防事務都委託費負担金などの減が主たる要因でございます。

次に、第10款教育費の支出済額は31億2345万8000円で、歳出総額の15.2%を占めております。前年度比1億8762万8000円、6.4%の増でございます。主たる内容あるいは増減につきましては、第1項教育総務費は新たな適応指導教室の設置等による増額、第2項小学校費は第七小学校便所改良事業費等による増額はあるものの、前年度において第一小学校防音機能復機事業等を実施いたしましたことによる事業量の減に伴いまして、前年度と比較いたしますと2億238万9000円の減額となっているところでございます。一方、第5項の社会教育費は市民会館等リニューアル事業及びアスベスト飛散防止事業等により、3億8836万4000円の大幅な増額となっているところでございます。

次に、第11款公債費の支出済額は12億1806万6000円、前年度比13億230万円の大幅な減となっているところでございまして、これは前年度におきまして平成7年度、8年度の住民税等減税補てん債13億8190万円を全額償還し、全額借り換えをいたしたことによる大幅な減額となっているところでございます。

次に、第12款諸支出金の支出済額は73万6000円で、都市施設整備基金及び財政調整基金への利子相当分の積立金でございます。なお、平成17年度末の積立金残高につきましては、財産に関する調書として、この決算書の434ページ以降及び事務報告書の403ページに記載してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、第13款予備費につきましては41件、6073万円を予備費から充用させていただきます。

以上が、歳出決算額でございまして、歳入歳出差引残額は3億8414万9830円でございます。

次に、財政構造から見る財政分析の主な指標について、普通会計ベースで申し上げますと、財政力指数は0.772、前年度比0.013ポイントの増、経常収支比率は95.9%、前年度比0.3ポイントの増、公債費比率は7.6%で、前年度比1.1ポイントの増となっているところでございます。

以上が、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算についての概要でございます。御審査を賜りまして、原案について御認定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 今林昌茂君登壇）

○監査委員（今林昌茂君） 御指名をいただきましたので、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、野澤市長から提出されました決算書類が、地方自治法及び関係法令等に準拠し調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか等について関係部課長等の出席を求め、7月3日から延べ5日間にわたり決算審査を実施いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に御配付させていただいております審査意見書のとおりでございますので、審査内容につきましては省略をさせていただきます。

当決算につきましては、関係法令等の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類等と照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

しかしながら、当市の財政状況を見ますと自主財源においては依然として不安定な経済状況により市税、財産収入及び繰越金が収入の動向に大きく影響いたしまして、自主財源は前年度比4.0%で、3億9219万9000円の減少となっております。

一方、依存財源におきましても地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、都支出金等が増加いたしました。地方消費税交付金、国庫支出金及び市債等が減少したことにより総額では前年度比13.9%で、18億4999万2000円の減少となっており、歳入総額に占める依存財源の割合は54.7%で、依然として高い状況となっております。

そこで、自主財源確保につきましては大変厳しい経済状況の中でそれぞれが努力し、一定の成果を上げられていることは評価するものでありますが、市税を初め国民健康保険税、使用料及び負担金等については負担の公平性から今後も積極的に収入率の向上に向け創意工夫されるとともに、組織体制の充実をより一層図るなど財源増収対策の面からもさらに努力されるよう御要望申し上げます。

また、今日の経済状況は一部には景気回復の兆しが見受けられますが、まだまだ景気の動向は予断を許さない大変厳しい状況であり、これに伴う地方財政を取り巻く財政環境も厳しいものが続くものと思われます。

したがって、今後の財政運営は極めて厳しい財政状況を踏まえ、歳入の根源をなす市税等の財源確保はもちろんのこと、歳出全般にわたる見直しを図り、経常経費の抑制、定員管理及び組織改正など行財政改革を積極的に推進し、かつ計画的に取り

組み、簡素にして効率的な財政運営を図りまして、市政の発展と市民福祉の向上が図れますよう御要望を申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、20人の委員をもって構成する平成17年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号については、20人の委員をもって構成する平成17年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました平成17年度福生市一般会計決算審査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、加藤育男君、串田金八君、田村昌巳君、増田俊一君、大野聰君、前田正蔵君、中森富久君、阿南育子君、高橋章夫君、原島貞夫君、森田昌巳君、田村正秋君、大野悦子君、羽場茂君、青海俊伯君、沼崎満子君、松山清君、清水信作君、遠藤洋一君、小野沢久君、以上20名の皆さんを平成17年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員に選任にすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

（小林議会事務局長報告）

- 1 平成17年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。ここで、正副委員長になられた方々からごあいさつ願います。

まず、委員長羽場茂君。

（平成17年度福生市一般会計決算審査  
特別委員長 羽場茂君登壇）

○平成17年度福生市一般会計決算審査特別委員長（羽場茂君） 御指名をいただき

ましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび、委員各位の御推挙をいただきまして、平成１７年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長の大任を仰せつかりました羽場でございます。

もとより力はありませんが、激動する地方自治財政の中、重要な審査となると思いますので、田村副委員長とともに皆様の審議が円滑に、また有意義に進みますよう全力で当たらせていただきますので、どうか寛大な御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（石川和夫君） 次に、副委員長、田村昌巳君。

（平成１７年度福生市一般会計決算審査

特別副委員長 田村昌巳君登壇）

○平成１７年度福生市一般会計決算審査特別副委員長（田村昌巳君） ただいま御指名をいただきました田村昌巳でございます。

このたび、委員の皆様の互選によりまして副委員長の大役を仰せつかりました。重要な審査でございます。羽場委員長を盛り上げて一生懸命やっていきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（石川和夫君） 以上で、正副委員長のごあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第９、議案第５８号、平成１７年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計課長 小林重雄君登壇）

○会計課長（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第５８号、平成１７年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の２９９、３００ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、第１表歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に３回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに５０億８５８８万円でございます。歳入決算額は４８億３６５３万２７７２円でございます。予算現額に対する収入率は９５．１％でございます。前年度と比較いたしますと０．４％、２１２１万９０９６円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、１０００円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第１款国民健康保険税でございますが、収入済額は１４億９８３５万２０００円でございます。前年度と比較いたしますと６．９％、９６１３万９０００円の増となっております。調定に対する収入率は現年度分で８５．２％、滞納繰越分で２３．０％、合計で６９．５％で、前年度より１．０ポイントの増となっております。

次に、第２款国庫支出金でございますが、収入済額は１４億９６１万５０００円でございます。前年度と比較いたしますと１２．１％、１億９３７４万５０００円の

減となっております。これは第1項国庫負担金の療養給付費等負担金の減が主なものでございます。

次に、第3款療養給付費等交付金でございますが、収入済額は8億8071万5000円でございまして、前年度と比較いたしますと2.2%、1885万5000円の増となっております。

次に、第4款都支出金でございますが、収入済額は2億1826万3000円でございまして、前年度と比較いたしますと272.9%、1億5973万7000円の増となっております。これは主に第2項都補助金のうち三位一体改革に伴い17年度、新たに財政調整交付金が創設されたことによるものでございます。

次に、第5款共同事業交付金でございますが、収入済額は7866万4000円でございまして、前年度と比較いたしますと21.3%、2123万円の減となっております。これは交付金対象件数の減等によるものでございます。

次に、第6款繰入金でございますが、収入済額は7億4608万円でございますが、前年度と比較いたしますと6.2%、4369万5000円の増となっております。これはその他一般会計繰入金の増が主なものでございます。

次に、第7款繰越金でございますが、収入済額はゼロ円でございます。

次に、第8款諸収入でございますが、収入済額は484万4000円でございまして、前年度と比較いたしますと21.9%、135万9000円の減となっております。これは一般被保険者第三者行為による納付金の減が主なものでございます。

次に、301、302ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は50億4087万2302円でございますが、執行率は99.1%でございます。前年度と比較いたしますと3.4%、1億6505万1496円の増となっております。

第1款総務費でございますが、支出済額は1870万3000円でございますが、前年度と比較いたしますと81.5%、839万6000円の増となっております。これは2年に1度の保険証の一斉更新に伴い保険証作成と、郵送するために必要な印刷製本費及び通信運搬費の増が主なものでございます。

次に、第2款保険給付費でございますが、支出済額は33億323万3000円でございますが、支出総額の65.5%を占めております。前年度と比較いたしますと5.5%、1億7261万5000円の増となっております。これは第1項療養諸費の一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費の増が主なものでございます。

次に、第3款老人保健拠出金でございますが、支出済額は11億5237万8000円でございますが、前年度と比較いたしますと10.3%、1億3183万円の減となっております。これは老人保健事業に充てるための医療費拠出金の減に伴うものでございます。

次に、第4款介護給付費納付金でございますが、支出済額は3億7946万2000円でございますが、前年度と比較いたしますと16.3%、5327万1000円の増となっております。これは対象者並びに1人当たり介護単価の増に伴うものでござ

ざいます。

次に、第5款共同事業拠出金でございますが、支出済額は1億361万3000円でございまして、前年度と比較いたしますと6.4%、624万1000円の増となっております。これは対象医療費が増加したことに伴い、拠出金額がふえたものでございます。

次に、第6款保健事業費でございますが、支出済額は241万5000円でございまして、前年度と比較いたしますと26.3%、86万2000円の減となっております。

次に、第7款公債費でございますが、支出済額は5万7000円でございます。

次に、第8款諸支出金でございますが、支出済額は2050万5000円でございまして、前年度と比較いたしますと13.9%、332万円の減となっております。これは主に一般会計繰出金がなかったことによるものでございます。

次に、第9款予備費につきましては5件、529万1000円を充用させていただきました。

次に、第10款前年度繰上充用金でございますが、6050万7000円を平成16年度の歳入に充当し、不足額の補てんをさせていただきました。

次に、303、304ページをお開きいただきたいと存じます。歳入歳出差引歳入不足額は2億433万9530円でございます。このため翌年度歳入繰上充用金2億433万9530円につきましては、平成18年度予算から繰上充用をさせていただき、平成17年度の歳入に充当して、不足額の補てんをいたしたところでございます。

以上が、平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 今林昌茂君登壇）

○監査委員（今林昌茂君） 御指名をいただきましたので、議案第58号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、決算審査の結果を御報告申し上げます。

内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書44ページから50ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類等と照合し審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入について前年度と比較しますと国民健康保険税、都支出金、療養給付費等交付金などが増加となっております。また、歳出については保険給付費、介護給付費納付金、共同事業拠出金等が増加し、老人保健拠出金及び諸支出金等が減少となっております。

このような状況の中で、保険税の収入未済額が増加しておりますが、対調定に対する収入率は69.5%で、前年度と比較いたしますと1ポイントの増加となっている

もののまだまだ低い状況にあります。

今後、不安定な景気の影響などから被保険者の増加や医療費等の増高が続く限り、国保財政の運営はますます厳しい状況下に置かれるものと考えられます。したがって、今後も引き続き収納率の向上を積極的に推進するとともに、適切な医療給付に努め、国及び東京都に対しては補助金等の増額要求を積極的に行い、国民健康保険特別会計の健全な財政運営がより一層図れますよう御要望を申し上げまして、審査報告といたします。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第10、議案第59号、平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計課長 小林重雄君登壇）

○会計課長（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第59号、平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の331、332ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、第1表歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に2回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに33億2630万7000円でございます。歳入決算額は33億88万1242円ございまして、予算現額に対する収入率は99.2%でございます。前年度と比較いたしますと1.2%、3845万6112円の減となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款支払基金交付金でございますが、収入済額は19億7990万9000円でございます。前年度と比較いたしますと6.6%、1億3926万6000円の減となっております。これは各保険者から拠出されました支払基金からの医療費交付金の減が主なものでございます。

次に、第2款国庫支出金でございますが、収入済額は8億6850万1000円でございます。前年度と比較いたしますと7.9%、6384万2000円の増となっております。これは医療費負担金の増が主なものでございます。

次に、第3款都支出金でございますが、収入済額は2億2264万8000円でございます。前年度と比較いたしますと9.1%、1862万4000円の増となっております。これは医療費に対する東京都の負担金の増によるものでございます。

次に、第4款繰入金でございますが、収入済額は2億1861万3000円でございます。前年度と比較いたしますと8.3%、1668万7000円の増となって

おります。これは医療費に対する市負担分で、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第5款繰越金でございますが、収入済額は1016万5000円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。前年度と比較いたしますと1万488.5%、1006万9000円の増となっております。

次に、第6款諸収入でございますが、収入済額は104万5000円でございます。前年度と比較いたしますと88.9%、841万2000円の減となっております。これは主に第三者行為による納付金の減によるものでございます。

次に、333、334ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は32億6405万5970円でございます。執行率は98.1%でございます。前年度と比較いたしますと2.0%、6511万6277円の減となっております。

第1款医療諸費でございますが、支出済額は32億4387万7000円でございます。前年度と比較いたしますと0.9%、3073万8000円の減となっております。これは医療給付費の減が主なものでございます。

次に、第2款諸支出金でございますが、支出済額は2017万9000円でございます。前年度と比較いたしますと63.0%、3437万8000円の減となっております。これは一般会計の繰出金の減が主なものでございます。

次に、第3款予備費の支出済額はゼロ円でございます。

歳入歳出差引残額は3682万5272円でございます。

以上が、平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 今林昌茂君登壇）

○監査委員（今林昌茂君） 御指名をいただきましたので、議案第59号、平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして、決算審査の結果を御報告申し上げます。

内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書51ページから53ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類等と照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入においては前年度と比較いたしまして1.2%、3845万6000円の減少、また、歳出につきましても2.0%、6511万6000円の減少となっており、このうち医療諸費が0.9%、3073万8000円の減少となっております。

今後、ますます高齢者の増加傾向に伴って高齢化社会の進展が進むことから、老人保健法に基づく保健事業により高齢者施策の充実を図り、引き続き医療費等の抑制と福祉の向上が図れますよう御要望を申し上げます。審査報告といたします。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第11、議案第60号、平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(会計課長 小林重雄君登壇)

○会計課長(小林重雄君) 御指名をいただきまして、議案第60号、平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の351、352ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、第1表歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に3回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに24億5930万1000円でございます。歳入決算額は24億6702万1039円で行いまして、予算現額に対する収入率は100.3%でございます。前年度と比較いたしますと0.4%、1048万1533円の減となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款介護保険料でございますが、収入済額は3億9125万3000円で行いまして、前年度と比較いたしますと4.1%、1551万7000円の増となっております。これは現年度分保険料の増が主なものでございます。調定に対する収入率は94.1%でございます。

次に、第2款国庫支出金でございますが、収入済額は5億5553万4000円で行いまして、前年度と比較いたしますと4.5%、2414万7000円の増となっております。これは介護給付費負担金及び調整交付金の増が主なものでございます。

次に、第3款支払基金交付金でございますが、収入済額は7億5900万2000円で行いまして、前年度と比較いたしますと4.2%、3038万5000円の増となっております。これは介護給付費の増に伴い交付金が増となったものでございます。

次に、第4款都支出金でございますが、収入済額は2億9898万9000円で行いまして、前年度と比較いたしますと2.1%、620万9000円の増となっております。これは介護給付費の増に伴い負担金が増となったものでございます。

次に、第5款財産収入でございますが、収入済額は115円で行いまして、これは基金積立金の利子でございます。

次に、第6款繰入金でございますが、収入済額は3億4942万3000円で行いまして、前年度と比較いたしますと1.7%、587万2000円の減となっております。収入済額の内訳といたしましては、第1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金が2億9682万3000円、事務費繰入金が5105万3000円でございます。

す。第２項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金が１５４万７０００円でございます。

次に、第７款繰越金でございますが、収入済額は３０７６万４０００円でございます。前年度と比較いたしますと７８．４％、１億１１４０万３０００円の減となっております。

次に、第８款市債でございますが、収入済額８２００万円でございます。前年度と比較いたしますと５９．２％、３０５０万円の増となっております。これは介護給付費が増大し、保険料の財源不足を補うため、平成１６年度から東京都より財政安定化基金貸付を受けているものでございます。

次に、第９款諸収入でございますが、収入済額は５万６０００円でございます。

次に、３５３、３５４ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は２４億２００６万４０２５円でございます。執行率は９８．４％でございます。前年度と比較いたしますと１．１％、２６６７万５００３円の減となっております。

第１款総務費でございますが、支出済額は４０８４万６０００円でございます。前年度と比較いたしますと２８．１％、８９４万９０００円の増となっております。これは介護保険制度改正用のパンフレット作成に伴う印刷製本費の増、また介護保険制度改正に対応するためシステム改良を行ったことによる委託料の増が主なものでございます。

次に、第２款介護給付費でございますが、支出済額は２３億４６２３万１０００円でございます。支出総額の９６．９％を占めております。前年度と比較いたしますと４．０％、８９７５万８０００円の増となっております。これは介護サービスと給付費及び制度改正により施設入所者の低所得者対策として、新たに創設された特定入所者介護サービス費の増が主なものでございます。

次に、第３款財政安定化基金拠出金でございますが、支出済額は１９７万５０００円でございます。前年度と同額でございます。

次に、第４款基金積立金でございますが、支出済額は１５４万５０００円でございます。これは介護給付費準備基金へ積み立てたものでございます。前年度と比較いたしますと９５．４％、３２１３万１０００円の減となっております。

次に、第５款公債費でございますが、支出済額は１０００円でございます。

次に、第６款諸支出金でございますが、支出済額は２９４６万６０００円でございます。これは主に国都支出金精算返還金、支払基金精算返還金及び一般会計の繰出金でございます。

次に、第７款予備費の支出済額はゼロ円でございます。

歳入歳出差引残額は４６９５万７０１４円でございます。

以上が、平成１７年度福生市介護保険特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

(監査委員 今林昌茂君登壇)

○監査委員(今林昌茂君) 御指名をいただきましたので、議案第60号、平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。

内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書53ページから58ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類等と照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入においては24億6702万1000円、歳出は24億2006万4000円で、ともに減少となっております。歳出の主なものは介護給付費で23億4623万1000円、構成比96.9%となっております。

今後、高齢化社会の進展とともに介護給付費がますます増加傾向となっておりますことから、介護保険法に基づく介護サービスの適切な提供により、高齢者が自立に向けた福祉の増進が図れますよう御要望を申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、市民厚生委員会に付託します。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第12、議案第61号、平成17年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(会計課長 小林重雄君登壇)

○会計課長(小林重雄君) 御指名をいただきまして、議案第61号、平成17年度福生市下水道事業会計決算認定につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の379、380ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、第1表歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に2回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに21億345万8000円でございます。歳入決算額は21億3079万1556円ございまして、予算現額に対する収入率は101.3%でございます。前年度と比較いたしますと6.4%、1億2752万2327円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款分担金及び負担金でございますが、収入済額は120万4000円ございまして、前年度と比較いたしますと76.3%、52万1000円の増となっております。これは下水道事業受益者負担金の増が主なものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料でございますが、収入済額は9億7896万1000円でございまして、前年度と比較いたしますと11.3%、9964万4000円の増となっております。これは平成17年7月に下水道使用料の改定を行ったことによりまして、大幅な増となっております。また、調定に対する収入率は98.9%で、ほぼ前年度と同率でございます。

次に、第3款国庫支出金でございますが、収入済額は6107万8000円でございまして、前年度と比較いたしますと577.4%、5206万2000円の増となっております。これは流域下水道防衛施設分負担金及び下水道管渠埋設費補助金の増によるものでございます。

次に、第4款都支出金でございますが、収入済額は101万2000円でございまして、これは下水道管渠埋設費補助金でございます。

次に、第5款財産収入でございますが、収入済額は1000円でございます。

次に、第6款繰入金でございますが、収入済額は予算現額と同額の7億7000万円でございます。一般会計からの繰入金でございます。前年度と比較いたしますと14.4%、1億3000万円の減となっております。

次に、第7款繰越金でございますが、収入済額は5208万6000円でございまして、前年度と比較いたしますと179.4%、3344万3000円の増となっております。

次に、第8款諸収入でございますが、収入済額は2044万9000円でございまして、前年度と比較いたしますと47.8%、1876万1000円の減となっております。これは福生電線共同溝污水管移設工事が前年度に完了したことに伴い、補償費がなくなったことによる減が主なものでございます。

次に、第9款市債でございますが、収入済額は2億4600万円でございます。この内訳といたしましては公共下水道事業債1億6730万円と、流域下水道事業債7870万円でございます。前年度と比較いたしますと57.3%、8960万円の増となっております。これは、流域下水道事業債は減額となったものの、公共下水道事業債の増額に伴い、相殺いたしまして増となっております。

次に、381、382ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は20億3703万5220円でございます。執行率は96.8%でございます。前年度と比較いたしますと4.4%、8585万2545円の増となっております。

第1款総務費でございますが、支出済額は5億5811万4000円でございまして、前年度と比較いたしますと5.3%、3096万円の減となっております。これは主に下水道使用料徴収事務委託料は増額となったものの、維持管理補修工事及び多摩川上流流域下水道維持管理負担金の減額に伴い相殺いたしまして、減となっております。

次に、第2款事業費でございますが、支出済額は3億1324万4000円でございまして、前年度と比較いたしますと70.6%、1億2964万7000円の増となっております。これは主に多摩川上流流域下水道建設事業負担金は減額となったも

のの、管渠新設改良事業工事請負費及び昭島市残堀２号幹線築造工事負担金の増額に伴い、相殺いたしまして増となっております。

次に、第３款公債費でございますが、支出済額は１１億６５６７万７０００円でございます。前年度と比較いたしますと１．１％、１２８３万４０００円の減となっております。これは下水道事業債の元金償還金は増額となったものの、利子償還金の減額に伴い相殺いたしまして、減となっております。なお、平成１７年度末の地方債現在高は９４億３９７２万６０００円でございます。

次に、第４款予備費の支出済額はゼロ円でございます。

歳入歳出差引残額は９３７５万６３３６円でございます。

以上が、平成１７年度福生市下水道事業会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 今林昌茂君登壇）

○監査委員（今林昌茂君） 御指名をいただきましたので、議案第６１号、平成１７年度福生市下水道事業会計決算認定につきまして、決算審査の結果を御報告申し上げます。

内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書５９ページから６３ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類等と照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

当年度の下水道事業につきましては、施設維持管理及び雨水排水管敷設事業が中心に行われております。また、歳入の対前年度比は増加であり、増加の主なものは使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金等でございます。

歳出の対前年度比も増加であり、増加の主なものは下水道使用料徴収費、管渠新設改良事業費及び市債元金償還費等となっております。

なお、今後も未水洗家屋の水洗化促進を図るとともに、効率的な事業運営に努められますよう御要望申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第６１号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第１３、議案第６２号、平成１７年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計課長 小林重雄君登壇）

○会計課長（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第62号、平成17年度福生市受託水道事業会計決算認定につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の405、406ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、第1表歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款受託水道事業収入でございますが、収入済額は3億6563万4000円でございます。これは全額東京都からの受託水道事業収入でございます。収入済額の内訳といたしましては、管理収入が3億512万7000円、建設工事収入が6050万7000円でございます。

次に、407、408ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出の内容につきまして説明申し上げます。第1款受託水道事業費でございますが、支出済額は3億6563万4000円でございます。第1項水道管理費の支出済額は3億512万7000円でございます。前年度と比較いたしますと28.0%、1億1855万5000円の減となっております。これは浄水場の業務が平成17年4月から東京都に移行したことにより、これにかかわる経費のほとんどがなくなったこと、また、配水管道路関連布設替工事及び配水管下水道関連移設工事費の減が主なものでございます。

第2項建設改良費の支出済額は6050万7000円でございます。前年度と比較いたしますと13.0%、907万5000円の減となっております。これにつきましても浄水場の業務が平成17年4月から東京都に移行したことによりまして、水源及び浄水設備補修工事費がなくなったことによる減が主なものでございます。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

以上が、平成17年度福生市受託水道事業会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 今林昌茂君登壇）

○監査委員（今林昌茂君） 御指名をいただきましたので、議案第62号、平成17年度福生市受託水道事業会計決算認定につきまして、決算審査の結果を御報告申し上げます。

内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書63ページから64ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類等と照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

今後とも、給水施設の改良整備を図り、市民が安心し、より安全で安定した給水の確保ができるようより一層の御努力をお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○22番（小野沢久君） 受託水道で、市民の皆さん、我々が払っている水道料金というのはどのくらいになっていますか。東京都からの3億6500万円より多いのか少ないのか、お願いいたします。

○議長（石川和夫君） 暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

~~~~~

午後1時53分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 大変失礼いたしました。

17年度決算で10億8685万5364円でございます。

○22番（小野沢久君） 随分差が出てきてしまいましたね。これはこれで、いずれ東京都に行ってしまうもので……、結構です、わかりました。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第14、陳情第18-8号、上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第18-8号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第15、請願第18-1号、出資法の上限金利引き下げに関する請願書を議題といたします。

本請願書について紹介議員の説明を求めます。

（17番 今林昌茂君登壇）

○17番（今林昌茂君） 御指名をいただきましたので、請願第18-1号、出資法の上限金利引き下げに関する請願の紹介議員として、一言申し上げさせていただきます。

超低金利の時代と言われる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借入れをして苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化しております。

こうした背景には、貸金業規制法第43条の「みなし弁済規定」を適用させ、利息制限法の上限（年15%から20%）は上回るけれども、出資法の上限（年29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%）よりは低い金利、いわゆるグレー

ゾーン金利で営業する貸金業者が多いという実態があるからであります。

今回の請願の趣旨も、出資法の上限金利を例外なく利息制限法の制限金利まで引き下げていただきたい。もう一つは、貸金業者の利息制限法違反金利での貸し付けを助長する「みなし弁済規定」を撤廃していただく。そして、日賦貸金業者の特例金利を廃して、安定した市民生活の実現に寄与してまいりたいとお願いするものであります。

この請願は、三多摩の各自治体に同じような形で出ておりまして、次々と採択され、意見書が出されております。過日、都議会におきましても決議をされまして意見書が出されております。これからも出るでありましょう、多重債務者を救うためにもお願いをする請願でございます。

ぜひ、議員の皆様方の御理解を得まして、この請願が採択されまして、意見書が国へ届けられることをお願いいたしまして、請願理由の説明とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（石川和夫君） 紹介議員の説明は終わりました。

これより本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

請願第18-1号については、環境建設委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9日から28日までの20日間休会とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって明9日から28日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は9月29日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時59分 散会

上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書

(陳情の要旨)

1 初めに

2003 年（平成 15 年）7 月、ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部を改正する法律）が成立し、その附帯決議で、貸金業規制法及び出資法の上限金利の見直しをヤミ金融対策法の施行後 3 年を目途に行うことが定められています。その具体的期限が、2007 年（平成 19 年）1 月ころになることから、金利の見直し等の法改正に向けて、今が極めて重要な時期にあると言えます。

2 多重債務問題の深刻化

2000 年、2003 年に、貸金業規制法及び出資法の改正案、貸金業に関連した法改正がなされ、それぞれ一定の成果が報告されています。しかし、依然、多重債務問題は深刻さを増し、自己破産の申立件数は、2003 年には 24 万 2357 件に達し、2004 年は 21 万 1402 件、2005 年も減少はしたものの 19 万件を超え、2006 年も同水準を維持しているなど、高水準にあります。また、破産には至っていないものの、そのおそれのある人は、100 万人とも、200 万人とも言われています。そして、経済的理由による自殺者は約 8000 人（2004 年度は 7947 人）にも上り、全体の自殺者数に占める割合もここ数年で急増しています。

このように自己破産等の法的救済もはかり得ないものも含めると多重債務者の数は、相当数に上ると推測されます。

さらに、このような多重債務問題が、ホームレス、離婚、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因となっているケースも少なくなく、多重債務問題は、依然社会問題として極めて深刻な状況にあります。

3 多重債務問題の要因は高金利

もともと利息制限法は、経済的弱者の立場に置かれた人々を暴利から保護する強行法規であり、その定めを超過する利息は、無効と定められているところ、貸金業者は出資法の上限である 29.2%を超えた場合にのみ処罰されるため、利息制限法を超過しつつ、出資法の刑罰金利未満で利息制限法を超過する利率による貸付が氾濫しています。このような状況で、銀行貸出約定平均金利は、数年来 2%を切る状態で低迷しており、出資法で規制する 29.2%がいかに異常な高金利であるかは明らかです。

そして、一般市民においては、貯蓄がなく、その収入も安定していない者も少な

くなく、未だ景気が全面的に回復しているとは言い難い状況です。もともと、貸金業者の顧客層は主として銀行や勤務先からの低金利の借入れが困難な者であり、また、収入が将来上昇する要素も限られている現状に鑑みれば、生活を破綻しない限度で可能な返済額は限られているものであって、病気・けが・その他突発的な資金需要のため、出資法の異常な高金利を前提に借入れを受ければ、わずかな借入額であったとしても、家計を圧迫し、返済困難な多重債務者に陥る要因とならざるを得ません。

したがって、早急に、出資法の上限金利を引き下げることが必要です。

4 グレーゾーンの不合理性と「みなし弁済」規定の撤廃

他方、多くの貸金業者は、銀行等からの低金利を利用した資金調達やCM広告等により、出資法の上限金利に近い高金利にて貸付を行い、貸出額等を伸ばし続け、他企業を凌駕する高収益を上げているところです。

このような金利による貸付の背景には、出資法と利息制限法の二段階による金利の規制といういわゆるグレーゾーンを設け、利息制限法の制限超過利息の支払を一定の厳格な要件のもとに有効とする貸金業規制法第43条（以下「みなし弁済規定」と言います。）の存在があると思われます。

しかし、前記のごとく、経済的弱者の立場に置かれた人々を暴利から保護する強行法規である利息制限法の例外を認めるみなし弁済規定は、本来的に、その立法趣旨に反する不合理な規定と言わざるを得ません。そして、同法の要件の充足については、最高裁判所〔とりわけ2006年（平成18年）1月13日判決〕が債務者保護のために極めて厳格な解釈を要求しており、実際に同法の要件を満たして、利息制限法の制限超過利息を要求している業者は皆無に等しいという状況にあります。すなわち、私法上無効な利息の支払いを要求している業者が大多数であるという現状にあり、みなし弁済規定の存在意義は、もはや認めがたいものであるとともに、金利に関するグレーゾーンの存在は、不合理なものでしかありません。

したがって、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げを行い、金利に関するグレーゾーンを撤廃するとともに、存在意義を欠くこととなるみなし弁済規定を撤廃することが必要です。

5 日賦貸金業者等の特例金利の撤廃の必要性

出資法の、附則において、日賦貸金業者（日掛け金融）及び電話担保金融につい

ては、年 54.75%まで認める旨の特例金利が定められています。

しかしながら、日賦貸金業者については、返済方法の多様化が進んでいる現在において、集金による毎日の返済という形態にのみ特例を認める必要性はなく、むしろ、厳格な要件を守ることなく違法行為が横行し、悪質な取り立ての温床となっているという実情も存在します。

また、電話担保金融においても、もはや電話加入権の財産的価値が失いつつある現在において、電話担保金融に特例を認める社会的・経済的な必要性は乏しいと言わざるを得ません。

したがって、必要性が乏しく、むしろ、高金利の徴収の口実として悪用される弊害が大きい日賦貸金業者及び電話担保金融における特例金利の撤廃をすることが必要です。

6 保証料名目で利息制限法の潜脱を防止する必要性

債務者が名目いかんを問わず利息制限法を越える金員を徴収されれば、利息制限法の趣旨は没却され、上記改革も骨抜きのものとなってしまいます。しかし、貸金業者の中には近時、実質的には同一のまたあるいは、経済的つながりのある別会社を利用して保証料名目で、金員を徴収し、利息制限法の潜脱を計ろうとする動きがあります。この点を防止する必要があることは明白です。

7 少額短期貸付等についての特例規定の阻止

以上の状況の中、出資法上限金利引き下げ問題は、国会に舞台が移り、7月6日、自民党及び公明党により、「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」が発表されました。同考え方では、金利問題については、①グレーゾーン金利の廃止、②原則として出資法上限金利を利息制限法まで引き下げる、③日賦貸金業の特例廃止という評価できる方向性が打ち出されています。これは一連の最高裁判決及び金融庁「貸金行制度等に関する懇談会」の「座長としての中間整理」(<http://www.fsa.go.jp/singi/index.html>)の方向性にも沿うものであります。

ところがその一方で、検討課題として、(ア)少額短期貸付等について特例を設ける、(イ)利息制限法の制限金利の金額刻みを見直す、(ウ)利息制限法の制限金利を20%に一本化する、などという極めて危険な内容も盛り込まれています。

(ア)においては少額の上限額の定め方次第で、多重債務者の大多数の貸付がこれに該当し、上記の方向性は骨抜きにされる危険が高く、現にかかる働きかけを強

めている貸金業界側の意図はその点にあると言えます。(イ) (ウ)においては現行の利息制限法の上限金利の引き上げにつながり、上記の利息制限法の趣旨に鑑みれば到底容認することはできません。

楽観的なマスコミ報道とは裏腹に、貸金業界の猛烈な巻き返しにより、出資法上限金利の引き下げの骨抜きに加え、利息制限法の改悪すら実現されかねない状況が生じています。

8 弁護士会、司法書士会等の動き

以上の認識に基づき、日本弁護士連合会、日本司法書士会、その他、東京三弁護士会を初めとする全国各地の弁護士会、司法書士会において、上限金利を引き下げる等の意見書、会長声明、総会決議等が採択されているところであり、本陳情もこの流れのもと、東京三弁護士会が連携して行っているものです。

また、各地においても、本年7月27日現在で、東京都議会を初め計38の各都道府県議会、及び849の全国市町村議会において同旨の請願書が採択されているところです。東京都下の議会においても新宿区、三鷹市、東村山市において既に採択がなされる動きとなっています。

そして、日本弁護士連合会に続き、東京三弁護士会においても、「上限金利引き下げ実現本部」を設置するとともに、この動きは既に全国の各弁護士会に広まっております。

上記のとおり、陳情いたします。

(陳情の事項)

福生市議会が、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下、「出資法」といいます。)及び「貸金業の規制等に関する法律」(以下、「貸金業規制法」といいます。)を下記のとおり改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。

- 1 出資法第5条の上限金利を、少額短期貸付などの例外を設けることなく一律に利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること
- 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること
- 4 保証料名下での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること

平成18年8月29日

陳情者代表

東京都千代田区霞が関1-1-3

東京弁護士会

会長 吉 岡 桂 輔 ㊞

第一東京弁護士会

会長 奈 良 道 博 ㊞

第二東京弁護士会

会長 飯 田 隆 ㊞

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

請願第 18－1 号

出資法の上限金利引き下げに関する請願書

紹介議員 今 林 昌 茂

(請願の趣旨)

多重債務による深刻な被害を食いとめ、平穏な市民生活に資するため、

- ① 「出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで例外なく引き下げること。」
- ② 「貸金業規制法第 43 条の『みなし弁済規定』を撤廃すること。」
- ③ 「出資法附則に定める日賦貸金業、電話金融担保の特例金利の廃止及び保証料名下の出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること。」

を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第 99 条の規定により、衆議院及び参議院並びに関係各庁に提出されたい。

(請願の理由)

- 1 現在の出資法の上限金利は市場金利に対して余りにも高利であり、多重債務者を生む主たる原因となっている。
- 2 出資法の上限金利と利息制限法の制限金利という金利規制の二重構造は合理性を有せず、出資法の上限金利を日本の金利規制法である利息制限法の制限金利まで引き下げるべきである。
- 3 金利規制の抜け穴である貸金業規制法第 43 条のみなし弁済規定、日賦貸金業及び電話担保金融業者に対する特定金利を廃止し、並びに約定利息を廃止し、並びに約定利息以外での保証料等の徴収は禁止し、出資法上限金利引き下げの実効性を保ち、正常な市民生活の保持に寄与する必要がある。

すなわち、現在、わが国の公定歩合は、0.40%、銀行の預金金利 0.098%、貸出約定平均金利 2%以下という超低金利状況にあるが、消費者金融、商工ローン、クレジットカードのキャッシングの金利は、一部に改善が見られるものの、最高年 29.2%という高金利となっている。

クレジット・サラ金・商工ローンの高金利は、利用者の返済能力を無視した過剰な融資の根源的な要因であり、利用者の安定した生活を破壊し、年間申し立てが 18 万件を超える自己破産者を生み、夜逃げ、経済苦による自殺、一家心中等々の悲劇をもたらしている。貸金業者がこのような高金利で営業しているのは、利息制限法に罰則がなく、刑罰が課される上限金利が現在年 29.2%となっているからである。

さらに出資法の特例により年 54.75%と言う超高金利が許容されている日賦貸金業(日掛け金融)には高金利のうまみを狙って中小の貸金業者が参入し、違法な貸付行為等により多重債務者を拡大する事例が後を絶たない。また、同じく特例金利が認められ

ている電話金融担保も電話加入権自体が実質的財産価値を失っており、今日このような特例金利を認める必要がない。また、約定利息以外で保証料等を徴収し、出資法や利息制限法を脱法している。

よって、出資法の上限金利を例外なく利息制限法の制限金利まで引き下げ、貸金業者の利息制限法違反金利での貸し付けを助長するみなし弁済規定を撤廃し、日賦貸金業者の特例金利を廃止して安定した市民生活の実現に寄与されたい。

以上により、秩序ある経済の環境整備を図り、もって市民生活の安寧を実現するため、請願の趣旨記載の採択を求める。

平成 18 年 8 月 30 日

請願者代表

東京都新宿区本塩町 9 番地 3

東京司法書士会

会長 山 本 修 ㊟

東京都新宿区本塩町 9 番地 3

東京司法書士政治連盟

会長 安 井 利 国 ㊟

東京都新宿区岩戸町 12 番地レベッカビル

東京青年司法書士協議会

会長 千 葉 諭 ㊟

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成18年9月8日第3回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
建設環境委員会	陳情第18－8号	上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書
	請願第18－1号	出資法の上限金利引き下げに関する請願書

平成 17 年度福生市一般会計決算審査特別委員会
委員長及び同副委員長の互選結果報告

平成 17 年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 平成 17 年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員長

羽場 茂

副委員長

(土) 杉 昌 巳

平成 18 年 9 月 8 日

平成 17 年度福生市一般会計
決算審査特別委員会委員

前田正蔵

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

